

駅係員による定期券不正発行及び払戻金の着服について

当社北習志野駅に所属する駅係員が、同駅の定期券発行機を悪用し、定期券の不正発行及び払戻金の着服をしていた事実が判明いたしました。定期券発売業務に関する職務権限を悪用した当該行為は、鉄道従事員としてあるまじき行為であり、深くお詫び申し上げるとともに再発防止に努めてまいります。

記

1. 概要・経緯

平成27年5月26日（火）に社内にて定期券関係の資料を確認していたところ、北習志野駅に勤務する駅係員（男性、30歳）が取扱った定期券発行業務の記録に関し不自然な点が確認され、さらに調査をしたところ、同駅の定期券発行機を悪用して定期券を不正に発行し、その定期券を払いもどしていることが判明いたしました。

6月3日（水）から6月5日（金）にかけて該当駅係員に事実確認をしたところ、定期券の不正発行及び払戻金の着服の事実を認め、過去にも複数回不正を行ったことを認めました。

2. 判明した不正件数及び着服額

15件、約255万円

3. 処 分

社内規則に則り、厳正に処分いたします。

4. 再発防止策

- (1) 現在の定期券発行業務と駅の現金管理体制について再確認し、同様の事象が発生しない体制を構築いたします。また、定期券発行業務に係る本社管理部門での確認内容の範囲を拡大し、さらなるチェック体制の強化を図ります。
- (2) 駅係員のみならず全ての社員を対象としてコンプライアンス教育を実施し、法令等に基づき厳正な職務の遂行を再徹底します。
- (3) 今後も継続的に再発防止策を検討してまいります。

以 上